

## 作新学院大学大学院経営学研究科履修要項

(趣旨)

1. 作新学院大学（以下「本学」という。）大学院学則第12条の規定に基づく経営学研究科（以下「研究科」という。）経営学専攻の授業科目、単位数及び履修方法等については、本学大学院学則及び本学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(指導教員)

2. 学生の研究及び論文指導のため、主任指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。指導教員の選択は、入学後直近の履修登録の際に受講希望を募り研究科委員会に計り決定する。決定した指導教員は卒業まで変更しないことを原則とするが、アカデミックコースでは上記決定後の6カ月以内、ビジネスコースでは上記決定後の8週間以内であれば変更することができる。

(アドバイザー)

3. ビジネスコースのプロジェクト演習担当教員をアドバイザーと称し、ゼミ形式により履修生の研究指導を行なう。アドバイザーの選択は、入学後直近の履修登録の際に受講希望を募り研究科委員会に計り決定する。決定したアドバイザーは卒業迄変更しないことを原則とするが、決定後8週間以内であれば変更することができる。

(履修方法)

4. 学生は、前期課程にあつては2年以上在学し、30単位（特別演習を含む。）以上を、後期課程にあつては、3年以上在学し、研究指導のほか12単位（主専攻4単位、副専攻8単位を含む。）以上を、それぞれ選択修得し、前期課程にあつては修士論文を、後期課程にあつては博士論文を、第11号の定めるところにより提出しなければならない。

ただし、博士前期課程において、特に優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。博士後期課程では、修士課程または博士前期課程を修了した者については、本学課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

また、博士前期課程の目的に応じ、研究科委員会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって修士論文の提出に代えることができる。加えて、この修士論文の提出は、当該博士前期課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することに代えることができる。(1)専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程に於いて修得し、又は涵養すべきものについての試験。(2)博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力にあつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査。

博士後期課程では、以下の事項の達成をその要件とすることができる。(1)大学院修士課程の教材として使用できる事例2編及び夫々の指導マニュアルを作成し、それが本学の審査に合格すること。(2)上記事例の1編を使用して指導教員の指導のもとに学

部授業を行い指導教員から合格の評価を得ること。(3)本学の講義演習により以下の事項を達成すること。①専門分野の基礎知識。②物事の本質を見極め、分析し構想を練る能力(哲学・科学的方法論)。③関連分野の基礎知識。(4)本学の研究指導及び論文作成指導により以下の事項を達成すること。①物事の本質を見極め、分析し構想を練る能力(哲学・科学的方法論)を常に発揮すること。②前述①の能力を駆使し問題を発見し、それを重要度・緊急度に基づき解決の優先順位付けを行なった上で、解決する能力。③国際性とコミュニケーション能力。④潜在的研究能力の証としての学問的成果。(5)上記(3)の②から③及び(4)の①から④の有無が本学の審査において確認されること。

5. 学生は、指導教員の指示に従い、大学院学則第11条に規定する別表第1及び別表第2及び別表第3にかかげる授業科目について、同表備考欄に定めるところにより修得しなければならない。

6. 単位計算の基準は、本学学則第29条による。

(履修授業科目の届出)

7. 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年又は毎学期の初めに所定の用紙により、その授業を担当する教員の承認を受け、指導教員を経て研究科長に届出するものとする。

(試験)

8. 試験は、学年末又は学期末に、各科目について筆記試験、論文試験(レポート)及び口述試験を単独又は併用して授業担当教員が行う。

9. 各科目の試験方法は、担当教員がその都度指示する。

(成績の評価)

10. 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。ただし、修士論文及び博士論文(以下「学位論文」という。)については、70点以上を合格とする。

11. 前項の成績評価は、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)の評語で表示する。ただし、学位論文については、合格又は不合格で表示する。

(学位論文の提出)

12. 学位論文は、前期課程にあつては、1年以上在学し20単位以上修得した者、後期課程にあつては、1年以上在学し12単位以上修得した者でなければ提出することはできない。

13. 学生は、指導教員の指導のもとに、学位論文の題目を決定し、指定された期日までに研究科長に届出なければならない。

14. 学位論文は、所定の期間内に指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。学位論文は、学位規程第7条の規定にかかわらず正本1部及び副本(正本のコピー)2部の計3部並びに論文要旨(400字詰横書き原稿用紙5枚程度)1部を合わせて提出しなければならない。

15. 学位論文の審査及び最終試験は学位規程の定めるところによる。
16. 学位論文の審査は、2月上旬または8月上旬までに行う。

附 則

この要項は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この要項は、平成10年4月1日から施行する。
2. この要項の施行の日において、平成10年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、前期課程にあつては平成8年4月1日以後の、後期課程にあつては平成7年4月1日以後の入学者については、別表の左欄に掲げる授業科目の履修により修得した単位は、同表の右欄に掲げる改正前の履修により修得した単位とみなす。

別表（附則3項関係）

課 程	改正後の授業科目	
前 期	開発環境論特論	景観保全論特論
後 期	開発経済論特殊研究	開発経済論（中国経済論）特殊研究

附 則

1. この要項は、平成12年4月1日から施行する。
2. この要項の施行の日において、平成12年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

1. この要項は、平成17年4月1日から施行する。
2. この要項の施行の日において、平成16年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

1. この要項は、平成18年4月1日から施行する。
2. この要項の施行の日において、平成17年3月31日以前から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日からこれを施行する。